厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業) 分担研究報告書

日本で承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の 臨床データパッケージ等に関する研究

研究分担者 荒戸照世(北海道大学大学院医学研究科・教授) 研究協力者 金子真之(北里大学大学院薬学研究科・特任助教)

研究要旨

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進に資するよう、少数の被験者でも合理的に有効性・安全性を評価するための留意事項・参考とすべき事項等をまとめたガイダンス文書を作成するために、これまで我が国で承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品 33 品目の臨床データパッケージを審査報告書を用いて retrospective に調査し、試験デザイン及び評価方法について分析した。その結果、)無作為化比較試験や用量設定試験を含む海外臨床試験データの活用、)特に日本人を対象とした臨床研究や使用実態調査結果を参考資料として活用、)無作為化比較試験に限定しない工夫した試験デザインを用いた検討、)適切な製造販売後調査によるエビデンスの補強、)未承認薬使用問題検討会議における開発要請を行うこと等が、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発促進に繋がることが考えられた。

A.研究目的

希少疾病用医薬品・医療機器の中でも患者 数が特に少ない疾病(国内患者数が1.000人 未満程度を想定)に対する医薬品等について は、治験の困難さや市場規模の小ささなどの 障害が特に大きく、開発が進まない状況にあ る。患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の 開発にあたり、少数の被験者でも合理的に有 効性・安全性を評価するために留意すべき事 項等をまとめたガイダンス文書を作成するこ とにより、その開発の推進を図りたいと考え ている。そのために、これまで我が国で承認 された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品 の臨床データパッケージを retrospective に 調査し、特に試験デザイン及び評価方法につ いて体系的に分析するとともに、その結果に 基づき、薬効評価時の留意事項、今後他のケ ースで参考にできる事項などを抽出し整理することを目的とした。

B.研究方法

2001年4月から2013年3月までに承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の審査報告書を医薬品医療機器総合機構

(PMDA)のホームページより入手し、これを基に、臨床データパケージに含まれる国内外の評価資料及び参考資料の内容(実施された試験の相、試験デザイン、症例数)を調査した。加えて、薬効分類、新有効成分か否か、海外承認の有無、未承認薬使用問題検討会議あるいは医療上必要性の高い未承認薬・適用外薬検討会議(以下、両者を未承認薬使用問題検討会議と略)で開発要請がなされたか否か、製造販売後調査の有無を調べた。症例数

として、有効性評価対象を用いたが、情報が得られない場合は安全性評価対象を用いた。審査報告書による情報が不十分な場合には、PMDAのホームページで公開されている申請資料概要を参照した。欧米における臨床データパッケージの内容は、添付文書情報より調査した。なお、これらの作業は2つのグループにより別々に行い、結果を相互に確認した。

C.研究結果

1. 日本における患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の承認状況

2001年4月から2013年3月までに承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品は33品目であり、表1のとおりであった。そのうち抗悪性腫瘍薬(薬効分類番号422及び429)が8品目、酵素製剤が6品目、他に分類されない代謝性医薬品が5品目、血液製剤類が4品目、その他の生物学的製剤(モノクローナル抗体)が3品目、病原体に対する医薬品が3品目であった(図1)。また、33品目中、新有効成分含有医薬品として開発された品目が24品目、未承認薬使用問題検討会議で開発要請がなされた品目が13品目であった。

2. 臨床試験データ

(1) 臨床データパッケージの内容

33 品目のうち、臨床データパッケージに国内臨床試験成績が評価資料として添付されているものが 25 品目、海外臨床試験成績が評価資料として添付されているものが 22 品目であった(表 2、図 2)。評価資料として提出された国内臨床試験の数は、0 試験が 8 品目、1 試験が 13 品目、2 試験が 9 品目、3 試験が 1 品目、4 試験が 2 品目であった(図 3)。一方、評価資料として提出された海外臨床試験の中には5 試験以上実施されているものもあった。

33 品目中 24 品目で臨床研究や各種の調査 結果などが参考資料として添付されていた (表2)。そのうち国内外におけるデータが 添付されていたものが 13 品目、国内におけ るデータのみが添付されていたものが 7 品目、 海外データのみが 4 品目であった(図 4)。 臨床研究や使用実態調査結果以外に、抗悪性 腫瘍薬では、他の癌腫における安全性データ が参考資料として添付されているものが見受 けられた。また、インフリキシマブ(遺伝子 組換え)(販売名:レミケード点滴静注用) では、無作為化比較試験は実施されていなか ったが、他の効能における無作為化比較試験 が参考資料として添付されていた。

8品目で国内臨床試験(評価資料)成績が添付されていなかったが、医学薬学上公知であると判断され承認されたイマチニブメシル酸塩(販売名:グリベック錠)とサリドマイド(販売名:サレドカプセル)を除く、6品目すべてに海外臨床試験成績が添付されていた(表2、図2)。6品目の内訳は、酵素製剤が4品目、他に分類されない代謝性医薬品が1品目、その他の呼吸器官用薬が1品目であった。また、国内臨床試験成績が添付されていない8品目のうちイマチニブメシル酸塩を除く7品目で参考資料が添付されていた。

なお、イマチニブメシル酸塩では、未承認薬使用問題検討会議にて取り纏められた「公知申請への該当性に係る報告書」により評価がなされており、同報告書中には海外臨床試験1試験、海外文献報告2試験、日本人患者における報告等が含まれ、事実上、臨床試験成績の評価がなされていた。

(2)治験の症例数

各品目の国内臨床試験(評価資料)における全有効性評価症例数は0~60未満であった。 一方、海外臨床試験(評価資料)における全 投与症例数は0~10,000例超と幅が広く、ド ルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)(販売 名: プルモザイム吸入液)、ダサチニブ水和物(販売名: スプリセル錠)、塩酸メフロキン(販売名: メファキン錠)では1,000 例以上に投与されていた(表2)。

ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)では、国内資料としては使用実績調査が参考資料として添付されたのみであったが、海外試験における臨床試験の全症例数は1,500例であった。また、塩酸メフロキン(販売名:メファキン錠)のように海外で大規模な試験が実施され全症例数が10,000例を超えるような事例もあった。

3. 臨床試験デザイン

(1) 無作為化比較試験の実施状況

国内で無作為化比較試験が実施された品目は、乾燥スルホ化人免疫グロブリン(販売名:献血ベニロン・静脈注用)のチャーグ・ストラウス症候群及びアレルギー性肉芽腫性の効能追加時のみであった(国内開発のみ)。一方、15 品目で海外で実施された無作為化比較試験成績が評価資料として添付されていた(図5)。添付されている無作為化比較試験の数は、1 試験が12 品目、2 試験が4 品目、3 試験が1 品目であった。

疾患に特徴的な傾向を検討するために、品目数の多い抗悪性腫瘍薬及び酵素製剤の臨床データパッケージについて調査した(表3)。 抗悪性腫瘍薬で比較試験が実施されていたのは8品目中2品目のみであったが、酵素製剤では6品目中5品目で無作為化比較試験が添付されていた。

(2) 比較のために工夫された試験デザイン

特記すべき試験デザインとして、乾燥スルホ化人免疫グロブリンで、国内で23例を対象にプラセボ対照投与期無作為化二重盲検前後比較試験が実施されていたことが挙げられる。

また、酵素製剤のうち唯一、無作為化比較 試験が実施されていなかったアルグルコシダ ーゼ アルファ(遺伝子組換え)(販売名: マイオザイム点滴静注射用)では、海外乳児 型 GSD 患者 168 例を対象とした自然経過 歴に関する疫学研究が行われ、この調査結果 が海外第 / 相用量設定試験において既存 対照群(168 例中 61 例を抽出)として用い られていた。

ヘミン(販売名: ノーモサング点滴静注) では、参考資料であるが、予防投与における 効果を検討するために個人内比較試験が実施 されていた。

(3) 用量設定試験

国内で用量設定試験が実施された品目は、6品目であり、その内訳は、抗悪性腫瘍薬4品目、インフリキシマブ(販売名:シムレクト注射用)、海外に先行して国内開発がなされたトシリズマブ(販売名:アクテムラ点滴静注用)であった。海外の用量設定試験が添付された品目は13品目で、うち抗悪性腫瘍薬が5品目、酵素製剤が5品目であった(図6、表3)。

抗悪性腫瘍薬では、海外で用量設定試験が 実施されていても、公知申請で承認されたイマチニブメシル酸塩を除いて、国内で臨床試験が実施された4品目すべてにおいて用量設定試験が実施されていた。一方、酵素製剤では、海外の用量設定試験結果を踏まえ開発がなされ、国内では用量設定試験は実施されていなかった。また、国内外を通して評価資料に用量設定試験が含まれていない品目が17品目あったが、そのうち2品目では参考資料として用量設定試験成績が添付されていた。

(4) 継続投与試験

5 品目で国内継続投与試験が添付されており、すべての品目で既に臨床試験に参加した 患者が再度エントリーされていた(図7)。5 品目中3品目がその他の生物学的製剤(モノクローナル抗体)であった。また、9品目で海外継続投与試験が添付されており、9品目中8品目の試験で既に臨床試験に参加した患者が再度エントリーされていた。この9品目には、すべての酵素製剤(6品目)とその他の生物学的製剤(モノクローナル抗体)2品目が含まれていた。

4. 製造販売後における対応

33 品目中 27 品目で製造販売後の全例調査が要求されていた。27 品目には、2004 年以降に承認された新有効成分含有医薬品すべて(21 品目)と効能追加の 8 品目中 6 品目が含まれていた(表 2)。

加えて、バシリキシマブ(遺伝子組換え) とアガルシダーゼ ベータ(遺伝子組換え) では、製造販売後臨床試験の実施が承認条件 とされていた。バシリキシマブでは、日本に対する投与経験がないことから、日本における小児の用量・用量を検討することからした試験が求められた。アガルシダーゼ ベータ(遺伝子組換え)では、心ファブリー病は臨床試験が実施された古典型ファブリー病に対する有効性及び安全性の明確化を目的とした製造販売後臨床試験が求められた。

5. 海外臨床データパッケージとの比較

日本で2001年4月から2013年3月までに承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品33品目のうち、米国で23品目が、欧州で22品目が承認されていた(表2)。米国の申請に用いられた臨床データパッケージのうち、日本の申請に評価資料として用いられた海外臨床データパッケージと同じ品目が15品目、異なるが4品目、資料なしが4品目であった。欧州では、日本と同じが13品目、異なるが6品目、資料なしが3品目であった。

D . 考察

今回、検討の対象とした「患者数が特に少 ない希少疾病用医薬品」は、国内患者数が 1,000 例以下を想定しており、患者の数が相 当数存在する疾患に対する医薬品に比べ、臨 床試験の実施や有効性・安全性の検証が困難 であることが考えられる。そこで、国内患者 数が少なく国内で十分なエビデンスの高い臨 床試験が実施出来ないことが想定される場合 の有効な開発戦略として、国際共同試験を含 む海外試験成績の利用が考えられる。今回の 検討対象の中では33品目中25品目で海外臨 床試験成績が評価資料として添付されていた。 特に、日本における臨床試験成績が評価資料 として添付されていなかった8品目のうち、 医学薬学上公知であると判断され承認された 品目を除いた6品目すべてにおいて海外臨床 試験成績が添付されており、海外データが有 効性・安全性の担保に利用されていることが わかった。また、今回検討した品目のうち米 国で23品目が、欧州で22品目が承認を取得 していたが、これらの品目における臨床デー タパッケージを日本の申請に評価資料として 提出された海外臨床データパッケージと比較 したところ、米国と 15 品目が、欧州と 13 品 目が同じであり、この点からも海外データの 利用が有効な開発の手段であることが伺えた。 特に、プルモザイム(遺伝子組換え)や塩酸 メフロキンのように、日本では希少疾病であ るが、海外では比較的症例数の多い疾患では、 こうした海外臨床試験成績の利用は特に有用 であると言えよう。また、国内では無作為化 比較試験が実施された品目は、国内で効能追 加の開発がなされた1品目のみであったが、 15 品目では海外で実施された無作為化比較 試験成績が評価資料として添付されていた。 このように、より高いエビデンスを確立する ために海外臨床試験成績を利用することも有 効な手段であると考えられる。

国内患者数が少なく国内で十分なエビデン スの高い臨床試験が実施出来ないことが想定 される場合の有効な開発戦略の一つとして、 臨床研究や使用実態調査の結果を参考資料と して用いることも挙げられる。今回検討した 33 品目中 24 品目で国内外の臨床研究や各種 の調査結果などが参考資料として添付されて いたが、国内臨床試験が評価資料として添付 されていなかった8品目では、6品目で日本 における臨床研究や調査結果が参考資料とし て添付されていた。残りの2品目のうち1品 目は、ネララビン(販売名:アラノンジー静 注用)であり、海外評価資料及び海外参考資 料が添付されていた。もう1品目は、イマチ ニブメシル酸塩で「公知申請への該当性に係 る報告書」中に海外臨床試験結果や日本人患 者における報告等が含まれていた。臨床研究 や使用実態調査はエビデンスレベルや資料の 信頼性が高いとは言えないが、日本人におけ る使用経験を利用することができるというメ リットがある。なお、インフリキシマブ(遺 伝子組換え)では他の効能における無作為化 比較試験が参考資料として添付されており、 このように他の効能の試験成績を参照するこ とも考えられるが、その妥当性を病態や作用 機序等を踏まえ十分説明することが必要とな るであろう。

一般的に、承認時点で最も高いエビデンスが得られる手段の一つは、2本以上の無作為化比較試験において統計学的有為差を示すことである。しかしながら、今回検討した品目のうち評価資料として無作為化比較試験が2試験以上添付されていた品目は、検討した33品目中5品目でしかなく、無作為化比較試験は1試験であるものが11品目、なしが17品目であった。PMDAが発出した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」(平成20年4月17日)1)には、「結果の信

頼性を担保するため、原則として「2本以上 の無作為化比較試験」において、有効性が検 証されていることが望ましい」ことが記載さ れているが、一方で「特に、希少疾病医薬品 又は既存治療が確立していない重篤な疾患領 域の医薬品については、その臨床的意義等を 踏まえ、個別に判断すべき事項が多いと考え られることから、必ずしも本文書における各 適用のみによって最終判断を行うものではな いが、本文書の趣旨を十分に理解し、適切な データのもとに科学的な評価を行う必要があ る」という記載もあり、適切なデータがあれ ば必ずしも2本以上の無作為化比較試験の実 施が必要ではないことが伺える。また、「抗 悪性腫瘍薬の臨床評価方法に関するガイドラ イン」(薬食審査発第 1101001 号、平成 17 年 11 月 1 日) ²⁾ においても、承認申請時の 第 相試験成績の提出の項で「新たに開発さ れる医薬品は、がん治療成績の現状を考慮す ると既承認薬と比較して何からの優れた特長 を示すことが必要である」ことが求められ、 「患者数が多い癌腫では、延命効果を中心に 評価する第 相試験の成績を承認申請時に提 出することを必須」とされている。これは患 者数が少ない癌腫ではこれらが必要でない場 合があることを示しているとも言える。事実、 今回検討した抗悪性腫瘍薬で、無作為化比較 試験が実施されたのは8品目中2品目であっ た。しかしながら、単群の試験で顕著な有効 性が認められないような場合には、適切なエ ンドポイントを用いた無作為化比較試験を実 施することが望ましいことは言うまでもない。 一方、酵素製剤では、6 品目中 5 品目で無作 為化比較試験が実施されており、例えばガル スルファーゼ(遺伝子組換え)(販売名:ナ グラザイム点滴静注液)では歩行を、アガル シダーゼ ベータ(遺伝子組換え)(販売名: ファブラザイム点滴静注用)では、血管内皮 中のグロボトリアシルセラミド(GL-3)の量

を主要評価項目として臨床試験を実施してい

た。酵素濃度の上昇が臨床的にどのような意 義があるかを明確にするために対照をおいた 検討がなされたことが考えられる。

希少疾病用医薬品でエビデンスの高いデー タを得るために工夫されたデザインとして、 乾燥スルホ化人免疫グロブリンで用いられた プラセボ対照投与期無作為化二重盲検前後比 較試験が挙げられる。この試験デザインは、 審査の段階で PMDA が「希少疾病で主観的 な評価項目を設定せざるを得ないような疾患 領域において、盲検下でプラセボとの比較が 可能な試験デザインを検討することは、今後 の医薬品開発において有用と考えている」こ とが審査報告書に記載されている。すべての 品目にこうしたデザインが適用できるわけで はないが、有効な方法の一つと考えられる。 また、アルグルコシダーゼ アルファ(遺伝 子組換え)では、自然経過歴に関する疫学研 究が行われ、この調査結果が海外第 / 相用 量設定試験において既存対照群として用いら れていた。こうした場合、疫学研究の対象と 臨床試験の対象に違いがないことや調査時期 による影響がないことを担保することが重要 と考えられる。アルグルコシダーゼ アルフ ァ(遺伝子組換え)では、対照群として疫学 研究 168 例中 61 例を抽出しているが、この ような場合には抽出の根拠を明確にすること が重要と考えられる。外部対象を用いるとい った開発戦略を用いる場合にマッチングなど の手法を積極的に導入することも、外部対象 と臨床試験の対象との違いを少なくし、エビ デンスを高めるための手段と言えよう。また、 レジストリーは患者のリクルートを円滑にす るのみならず、適切な外部対照を入手する手 段として有用であることが考えられる。

用量設定試験は適切な用量を探索するための重要な試験である。しかしながら、今回検討した33品目中17品目で用量設定試験が設定されていなかった。そのうち6品目は効能

追加であったため、用量設定試験が実施されなかった可能性が考えられたが、新有効成分含有医薬品であっても用量設定試験を省略でている事例もあった。一方、抗悪性腫瘍薬では、海外で用量設定試験が実施されていても、公知申請で承認されたイマチニブメシル酸塩を除いて、国内で臨床試験が実施された4品目すべてにおいて用量設定試験が実施された4品目すべてにおいて用量設定試験が実施された5と省略することも可能ではあろう。実施しない場合には、必要に応じて製造販売後に適切な用量を調査することも考慮すべきと考える。

今回検討した品目のうち、希少疾病用医薬品において継続投与試験を実施することは長期間投与した際の安全性及び有効性を確認することのみならず、試験数を増やすことによりエビデンスを高めるといった観点から有用と考える。しかしながら、継続試験が実施できるのは、酵素補充療法や長期投与する抗体製剤等に限られる。

主要評価項目として真のエンドポイントを 用いることが望ましいが、代替エンドポイン トを用いることにより治験期間を短縮するこ とが可能になったり、少ない症例数で治験を 実施することが可能となったりする。前述の とおり「抗悪性腫瘍薬の臨床評価方法に関す るガイドライン」において、「患者数が多い 癌腫では、延命効果を中心に評価する第 相 試験の成績を承認申請時に提出することを必 須」とされているが、希少癌ではその限りで なく、有効性が顕著な場合等には奏功率を確 認することよって承認される可能性も考えら れる。酵素製剤でも、前述のアルグルコシダ ーゼ アルファ(遺伝子組換え)の第 / 相 用量設定試験(外部対照との比較試験)では、 主要評価項目として真のエンドポイントであ

る生存率が用いられていたが、アガルシダーゼ ベータ (遺伝子組換え)では主要評価項目として血管内皮中の GL-3 の量を主要評価項目として臨床試験が実施されていた。このように代替エンドポイントによる評価が可能となることも考えられるが、その際、代替エンドポントと真のエンドポイントとの関係を明確に説明する必要があることは言うまでもない。

治験で得られる情報には限界があることか ら、製造販売後の調査により安全性・有効性 情報を収集することはエビデンスレベルを高 める上で有用である。特に、患者数が特に少 ない疾病に対する医薬品等に関しては、通常 の医薬品よりも治験で得られる情報が少ない ことが想定されることから、製造販売後調査 の位置づけはより高いと考えられる。今回、 検討した多くの品目では製造販売後に全例調 査がなされている他、バシリキシマブ(遺伝 子組換え)とアガルシダーゼ ベータ(遺伝 子組換え)のように治験で明らかにされてい ない投与対象における有効性・安全性を確認 するための製造販売後臨床試験が実施されて 事例もあった。これら以外にエビデンスレベ ルを高める方法として、製造販売後調査中無 治療群等の対照も含めて調査することも考え られる。今回検討した品目ではないが、抗ヒ ト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン(販売名: サイモグリブリン点滴静注用)の審査報告書 3)では、審査の段階で、製造販売後調査の実 施にあたり、外部対照データを用いるべきで あること、その際、背景因子が一致した症例 を抽出することによって詳細な評価が可能と なることが述べられている。こうした方法は 製造販売後にエビデンスを高めるために有用 であるが、そのためには外部の利用できるデ ータがあることが望ましい。レジストリー等 の構築等を考えていくことは希少疾病用医薬 品の開発のみならず市販後にエビデンスを高めるためにも有用と考える。

制度に関しては、未承認薬使用問題検討会 議で開発要請がなされることも、希少疾病用 医薬品あるいは患者数が特に少ない疾病に対 する医薬品等の開発の推進に役立つ手段と考 えられる。事実、今回検討した33品目中13 品目で、未承認薬使用問題検討会議で開発要 請がなされ、特に2010年以降に承認された 品目では13品目中9品目が未承認薬使用問 題検討会で開発要請がなされている。また、 国内で臨床試験を実施することなく承認され ている8品目のうち6品目で未承認薬使用問 題検討会議において開発要請がなされていた。 そのうち酵素製剤(6品目)では、未承認薬 問題検討会で検討されなかった3品目では国 内臨床試験が実施されていたが、未承認薬問 題検討会議で開発要請がなされた3品目では 国内臨床試験を実施することなく承認されて いた。このように未承認薬使用問題検討会議 で検討することも、開発を促進するための有 効な手段の一つであると考えられる。

E . 結論

2001年4月から2013年3月までに承認された患者数が特に少ない希少疾病用医薬品33品目の臨床データパッケージを調査し、少数の被験者でも合理的に有効性・安全性を評価するために留意すべき事項をまとめた。

無作為化比較試験や用量設定試験を含め海外データが有効性・安全性の担保に利用されている品目が多く、特に海外では患者の数が多い品目等で海外データを有効に利用することは開発戦略の一つと考えられた。

参考資料ではあるが、臨床研究や使用実 態調査の結果を添付している品目も多く 認められ、日本で臨床試験を実施してい ない場合には、日本人のデータを得るた めの手段の一つと考えられた。

無作為化比較試験が 2 試験以上添付されていた品目は、検討した品目の 1 割程度に過ぎず、無作為化比較試験が実施されていない品目も半数あった。また、必ずしも真のエンドポイントを主要評価ははでいたわけでは対象が実施されていたわけでは対象を踏まえ、適切な試験を計画では、現状を踏まえた。ただし、無作為といり工ビデンスを高める工夫が必要と考えられた。

患者数が特に少ない疾病に対する医薬品等に関しては、治験で得られる情報が少ないことが想定されることから、製造販売後に全例調査や製造販売後臨床試験によって情報を収集することがより重要と考えられた。

未承認薬使用問題検討会議で開発要請が なされた品目の割合が多くなってきてお り、本会議を利用することも開発を促進 するために有効な手段と考えられた。

今回、臨床データパッケージの検討を中心に 薬効評価時の留意事項、今後他のケースで参 考にできる事項などを抽出したが、臨床試験 デザインの詳細や規制側の考え方については 引き続き検討した上で、ガイダンス文書作成 に繋げる必要があると考えた。

- F.健康危険情報 なし
- G.研究発表 なし
- H.知的財産権の出願・登録状況 なし

(参考資料)

 http://www.pmda.go.jp/topics/file/h200417koh yo.pdf

- 2) http://www.japal.org/contents/19910204_9.pdf
- 3) サイモグロブリン点滴静脈注用 25mg 審査報 告書

http://www.info.pmda.go.jp/shinyaku/P200800 038/78006900_22000AMY00004_Q100_1.pdf